



元気、
美味しい、
暮らしやすい
ENERGY OF PEACE
ひろしま

令和7年度指定障害福祉サービス事業者等 集団指導研修

令和7年7・8月 広島県障害者支援課
広島市障害自立支援課
呉市福祉保健課
福山市障がい福祉課

次 第

- ◇ 研修1. 指導監査等について
- ◇ 研修2. 令和6年度制度改正について
- ◇ 研修3. 就労選択支援について
- ◇ 研修4. 各種減算について
- ◇ 研修5. サービス管理責任者等の研修制度の取り扱い等について
- ◇ 処遇改善加算について

研修1. 指導監査等について

目次

1. 指導と監査
2. 令和6年度指導監査の実施状況について
3. 令和7年度の指導監査について
4. 業務管理体制について
5. 業務管理体制の一般検査について

1 指導と監査

(1) 指導監査の目的

○ 指 導

事業者に対し、人員基準、運営基準、報酬基準等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等に関する事項について、周知徹底すること。

○ 監 査

事業者に対し、自立支援給付対象サービス等の内容等並びに自立支援給付に係る費用の請求について、不正等が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ること。

1 指導と監査

(2)指 導

①集団指導

実施方法	講習等の方式により実施
対 象	指定障害福祉サービス事業者等
指導内容	自立支援給付対象サービス等の取り扱い、自立支援給付に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び障害者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等
指導後の対応	欠席者に対し、必要な情報の提供に努める。

1 指導と監査

(2) 指 導

②運営指導

実施方法	面談方式により実施
対 象	①就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所については、3年に1回以上の頻度で実施する。その他のサービスについては、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上実施する。 ②指定後まもない障害福祉サービス等事業者については、指定後3年以内に実施する。ただし、就労継続支援A型は、新規指定の半年後を目途に初回の運営指導を実施する。 ③運営に重大な問題があると認められる事業者については、優先的に実施する。 ④実施主体が特に必要と認めた事業者を対象に実施する。
指導内容	人員基準、運営基準等に係るチェック項目に基づき、関係書類の確認を行う。
指導後の対応	・運営指導の結果は、改善を要する事項について、後日文書によって通知する。 ・文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を事業者を求める。 ・通報等に基づく情報や介護給付費等の請求データ等の要確認情報や運営指導において確認した指定基準違反等の情報に基づき、<u>著しい運営基準違反や利用者の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断される場合や介護給付費等の不正請求が認められる場合は、監査へ変更する。</u>

1 指導と監査

(3) 監 査

実施方法	実地検査等により実施
対 象	監査が必要と認められる指定障害福祉サービス事業者等
監査内容	報告・帳簿書類その他の物件の検査、関係者への質問を行う。
監査後の対応	・改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、文書によって通知し、改善報告書の提出を求める。 ・<u>指定基準違反等が認められた場合には、障害者総合支援法第49条、第50条（児童福祉法第21条の5の23、第21条の5の24、第24条の16、第24条の17）等に定める「勧告、命令等」「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を行う。</u>

2 令和6年度指導監査の実施状況について

(1) 令和6年度指導監査実施状況

	広島県 ※	広島市	福山市	呉市
実施施設数	278	82	219	48
内 実地	190	82	219	48
書面	88	0	0	0

※ 広島市、福山市、呉市を除く県内20市町と西部厚生環境事務所分を含む。

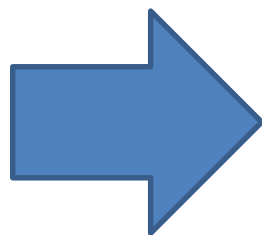
2 令和6年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

個別支援計画の内容の見直しを定期的に行っていない。

個別支援計画の内容に不備がある。



指導事項

サービス管理責任者等は、個別支援計画を作成後、計画の実施状況の把握を行うとともに、少なくとも6月（サービスによっては3月）に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。

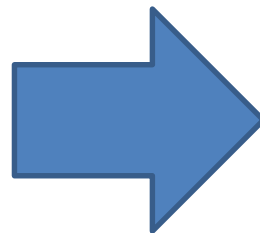
サービス管理責任者等は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画を作成すること。

2 令和6年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

非常災害に関する具体的な計画を立てていない。



指導事項

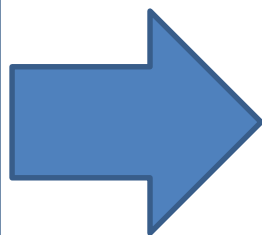
非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知すること。
また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

2 令和6年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

身体拘束等の適正化を図るための措置が講じられていない。



指導事項

身体拘束等の適正化を図るための措置(①委員会の開催・結果の周知徹底、②指針の整備、③研修の実施)を適切に講じること。(R4.4.1～義務化)(R5.4.1～減算適用)

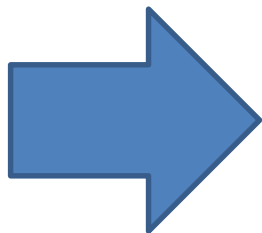
※身体拘束を行う場合は必要事項(やむを得ない理由など)を記録すること

2 令和6年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

加算の算定要件を満たしていない。



指導事項

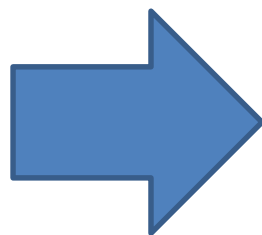
- ・加算の算定に必要な人員配置を行うこと
- ・加算の算定に必要な記録等を整備すること

2 令和6年度指導監査の実施状況について

(2) 主な不適切事例と指導事項

不適切事例

運営規程の記載事項
と実態が異なっている。



指導事項

運営規程の記載事項に変更があつた場合は、実態に合わせて、運営規程の変更を行うこと。
また、運営規程を変更した場合は、指定権者に変更届を提出すること。

※従業員の員数は「児童指導員 ○人以上」と記載することも可

2 令和6年度指導監査の実施状況について

(3) 特に気をつけるべき事項

- サービスを提供した際は、提供日や提供時間を支援の都度記録に残すこと。
- 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること
- サービス提供日（障害者の事業所はサービス提供月）においては、人員基準を下回ることはないよう職員を適正に配置すること。
- サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）は、個別支援計画の作成に係る会議の記録を残しておくこと。
- 各種加算を算定する場合は、必要な要件を満たすこと。
- 各種減算の要件を確認し、必要な措置を行うこと。
- 各非常災害対策計画、業務継続計画、安全計画等を作成し、研修及び訓練等を行うこと。

2 令和6年度指導監査の実施状況について

(4) 行政処分について

○令和4年度

1 処分庁：呉市

- ①処分事業所のサービス種別：就労移行支援、就労継続支援B型
- ②処分内容：指定の一部効力停止（6か月）

2 処分庁：福山市

- ①処分事業所のサービス種別：放課後等デイサービス
- ②処分内容：指定の全部効力停止（6か月）

3 処分庁：広島県

- ①処分事業所のサービス種別：放課後等デイサービス
- ②処分内容：指定の全部効力停止（3か月）

○令和7年度

1 処分庁：福山市

- ①処分事業所のサービス種別：居宅介護
- ②処分内容：指定取消し

3 令和7年度の指導監査について

(1) 令和7年度の指導監査について

- 広島県

7月～12月にかけて実地にて実施（一部事業所・施設は書面監査を実施）

- 広島市

7月～2月にかけて実地にて実施

- 呉市

7月～3月にかけて実地にて実施

- 福山市

8月～2月にかけて実地にて実施

4 業務管理体制について

(1) 業務管理体制の整備とは

指定障害福祉サービス事業者等において、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正を図るための体制が整備されていることを指す。

具体的には・・・

- ・ 事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者がおかれていること
- ・ 法令遵守規程が整備されていること
- ・ 業務執行の状況の監査が行われていること

4 業務管理体制について

(2) 届出事項について

対象となる障害福祉サービス事業者等	届出事項
全ての事業者等	事業者等の名称又は氏名 主たる事業所の所在地 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」(注1)の氏名、生年月日
事業所等の数が20以上の事業者等	上記に加え「法令遵守規程」(注2)の概要
事業所等の数が100以上の事業者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

(注1)法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

(注2)業務が法令に適合することを確保するための規程

【参考】障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する届出 (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/shidoukensa/gyoumukannritaiseiseibi.html>)

4 業務管理体制について

(3)届出先について

事業所等の区分	届出先	備考
指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省	厚生労働本省 社会・援護局障害保健福祉部企画課
特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者であって、全ての指定事業所が同一市町内に所在する事業者	市町	
全ての指定事業所等が同一指定都市(※)内に所在する事業者等	指定都市(※)	※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者については、児童相談所設置市を含みます。
全ての指定事業所等(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設を除く。)が同一中核市内に所在する事業者等	中核市	
①から④以外の事業者等	都道府県	

4 業務管理体制について

指定の取り消しにおける連座制の適用

- ① 取り消しの理由となった不正行為に、法人の組織的関与が確認された場合に連座制が適用されることとなります。
- ② 同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取り消しを受けた場合、指定・更新の欠格事由に該当します。

障害福祉サービス◎ごとの類型内で適用

- ◎障害福祉サービスⅠ
 - ・居宅介護
 - ・重度訪問介護
 - ・同行援護
 - ・行動援護
- ◎障害福祉サービスⅡ
 - ・生活介護（※）
 - ・短期入所
- ◎障害福祉サービスⅢ
 - ・重度障害者等包括支援
- ◎障害福祉サービスⅣ
 - ・共同生活援助
 - ・自立生活援助
- ◎障害福祉サービスⅤ（※）
 - ・自立訓練
 - ・就労移行支援
 - ・就労継続支援
 - ・就労定着支援

※施設障害福祉サービスとして提供される場合を除く。

障害者支援施設

・障害者支援施設

相談支援(障害者) ◎ごとの類型内で適用

◎地域相談支援

◎計画相談支援

相談支援（障害児）

障害児相談支援

障害児通所支援

障害児通所支援

5 業務管理体制の一般検査について

【広島県障害福祉サービス事業者等業務管理体制確認検査実施要綱】

第5 検査等

(1) 一般検査

業務管理体制の届出内容を確認するため、第3の検査対象となる障害福祉サービス事業者等を対象に、実施するものとする。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、当該障害福祉サービス事業者等に対し実施するものとする。

※「障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」に基づく。

広島県障害者支援課のホームページについて

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [健康福祉局](#) > 障害者支援課

障害者支援課

主な業務内容

- ・障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法に基づく障害児の福祉、発達障害者支援法、特別児童扶養手当などの支給に関する法律に関すること
- ・心身障害者の扶養共済
- ・福祉のまちづくりに関する普及啓発 など



発達障害児
(者)支援



障害者手帳
・手当



自立支援医療



補装具費



あいサポート
プロジェクト



障害者差別解
消について



相談支援・
サビ児管研修



障害者の
就労支援

[① 新着情報の一覧](#)

事業所の方へ まとめサイト(指導検査グループ)

障害福祉サービス等事業所・施設を運営する事業者、新たに事業者指定をお考えの事業者はこちらから。

[① まとめサイトはこちら](#)

障害福祉サービス等事業者に関する情報

事業者の方へ まとめサイト (指導検査グループ)

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2024年10月10日

届出・申請方法

① 障害者を対象とした
サービス

① 障害児を対象とした
サービス

① 基準(人員・設備・運
営・報酬)

① 処遇改善(計画書
実績報告書)

① 質の向上・情報公表
制度

① 業務管理体制

指定申請・更新・変更届・
報酬など

研修2. 令和6年度制度改正について

目次

1. 経過措置期間終了に伴う義務化事項
2. 今後義務化となる事項
3. 令和6年度の主な改正事項(共通)

業務継続計画の策定等

【対象】 全サービス

- ①業務継続計画（BCP）の策定及び従業員への周知
- ②研修及び訓練（シミュレーション）の実施
- ③業務継続計画の見直し

【参考（厚生労働省 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等のページ）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

地域との連携

【対象】 障害者支援施設、共同生活援助

- ①地域連携推進会議をおおむね1年に1回以上開催し、運営状況の報告等を行うこと。
- ②おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けること。
- ③①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表すること。

※「地域連携推進会議の手引きについて」(令和6年4月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知)を参照。

食事提供体制加算に係る経過措置の取扱い

【対象】生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

◆加算算定要件

収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に加え、以下の3要件を満たした場合。

- ① 事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士等が献立を確認していること。※令和6年10月1日～必須
- ②利用者ごとの食事の摂取量を記録していること。
- ③利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6か月に1回記録していること。

重度障害者支援加算の算定要件

【対象】生活介護、障害者支援施設

生活支援員のうち、20%以上が強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者である必要があるが、経過措置として設定されていた次の代替要件が、令和7年3月31日で終了。

- ①基準人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者の配置とともに、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行うこと。
- ②①の基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、当該サービスの従事者として4時間程度は従事すること。

総合的な支援の推進

【対象】 児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援

○ 5領域を含む総合的な支援を提供

「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

○ 個別支援計画の支援内容に5領域との関連性を明記

→ 令和6年7月改定の児童発達支援ガイドライン又は放課後等デイサービスガイドラインを参照

○ 5領域との関連性を明確にした支援プログラムを策定し、公表しなければならない。

→ 策定・公表していない場合、基本報酬の15%を減算（令和7年4月1日から適用）

地域移行を推進するための取組

【対象】障害者支援施設

- すべての施設入所者に対して、地域生活への移行に関する意向や施設外の日中活動系サービスの利用の意向について確認し、本人の希望に応じたサービス利用になるようにしなければならないこと。
- 以下の①、②の体制の整備を令和6年度から努力義務化。
令和8年4月1日から義務化するとともに、未対応の場合は減算。
- ①地域移行等意向確認に関する指針の整備及び地域移行等意向確認担当者の選任
- ②指針に基づく意向確認の実施及び確認した内容をサービス管理責任者・個別支援計画作成に係る会議に報告

※「障害者支援施設における支援者のための地域移行等の意向確認マニュアル」(令和7年4月16日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知)を参照。

基礎的研修開始に伴う対応

【対象】 就労移行支援、就労定着支援

令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修が開始されることに伴い、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員の基礎的研修受講を必須化

※令和10年3月31日までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

- 施設・事業所において、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記。

12

【対象】 相談系を除く全サービス

- サービス管理責任者等は
 - サービス提供に関する本人の意向を把握する
 - 本人の意向を踏まえた支援の提供体制を確保する

個別支援計画の共有

【対象】 相談系・短期入所・障害児入所施設を
除く全サービス

- 個別支援計画を利用者等に加え、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならない

管理者の兼務要件の見直し・テレワークの取扱い

【管理者の兼務要件の見直し】

次に記載の条件が満たされる場合、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等の管理者又は従業者と兼務できる。

- ① 利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握できる場合
- ② 職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、その責務を果たせる場合
- ③ 事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合

【テレワークの取扱い】

次の措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内で可能

- ① 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること
- ② 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。

- 利用者の処遇に支障が生じないか、慎重に判断すること。
- 詳細は、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」(令和6年3月29日こども家庭庁障害児支援課長・厚生労働省障害福祉課長通知)を参照

(参考)感染症対策の強化

【対象】 全サービス

- ①委員会の開催及び従業者への周知
- ②指針の整備
- ③研修及び訓練(シミュレーション)の実施

【参考(厚生労働省 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等のページ)】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

研修3. 就労選択支援について

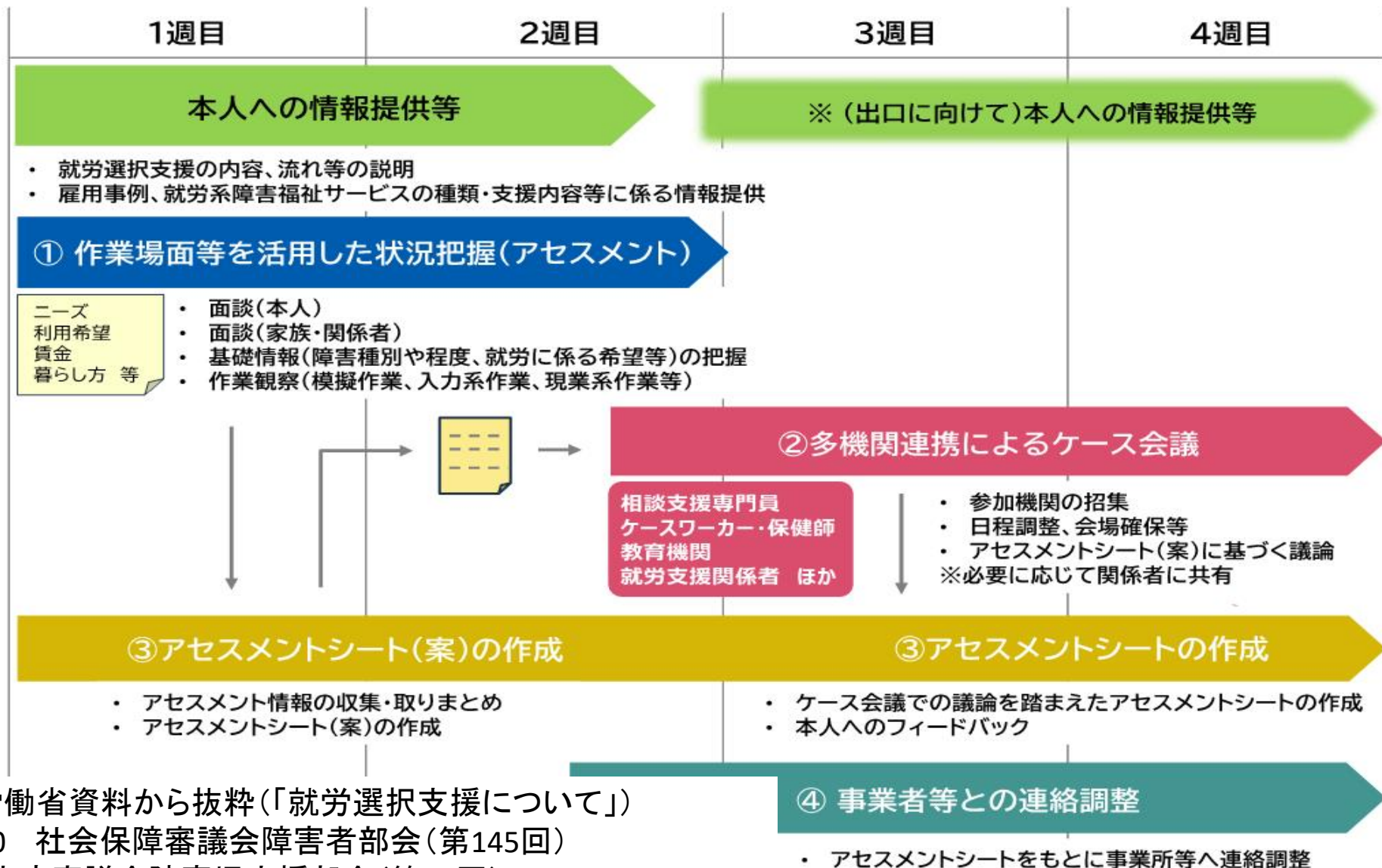
就労選択支援の概要

- 就労選択支援（令和7年10月施行）

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性に合った選択を支援する。

本制度の施行により、本人の希望や就労能力等に応じて、就労系障害福祉サービスや一般就労への移行といった就労に関する機会が適切に提供されることが望まれる。

就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）



アセスメントシートの活用

障害福祉サービス利用

★個別支援計画
★サービス等利用計画

一般就労に向けた支援

職業指導等を実施
アセスメント結果を踏まえて

就労選択支援の実施主体について

就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、

①過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの

②その他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者

(例: 障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター又は障害者能力開発助成金による障害者能力開発訓練事業を行う機関であって、要件①を満たすもの)

事業者における中立性の確保について

①特定事業所集中減算

正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には、200単位を所定単位数から減算する。

②同一法人における就労選択支援と就労系サービスの併用禁止

就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できないものとする。

その他として、

- ・多機関連携によるケース会議を通じて、利用者本人の意思決定の支援をすること。
- ・他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

就労選択支援の運営基準（人員）

	職種	必要数
管理者	原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
従業者	就労選択支援員	常勤換算で、利用者数を15で除した数以上

* 定員は、10人以上

* 新規指定における利用者数は、推定値を用いる。

就労選択支援の運営基準（設備）

設備	基準
訓練・作業室	訓練又は作業に支障がない広さを有し、必要な機械器具等を備えること
相談室	間仕切り等を設けること
洗面所・便所	利用者の特性に応じたものであること
多目的室その他運営に必要な設備	

就労選択支援の対象者について

- ・令和6年度報酬改定の概要において、以下に該当する者は、原則として就労選択支援を利用することとしている。
- ・ 令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する意向のある者
- ・ 令和9年4月以降、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者
及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者

* 例外事由

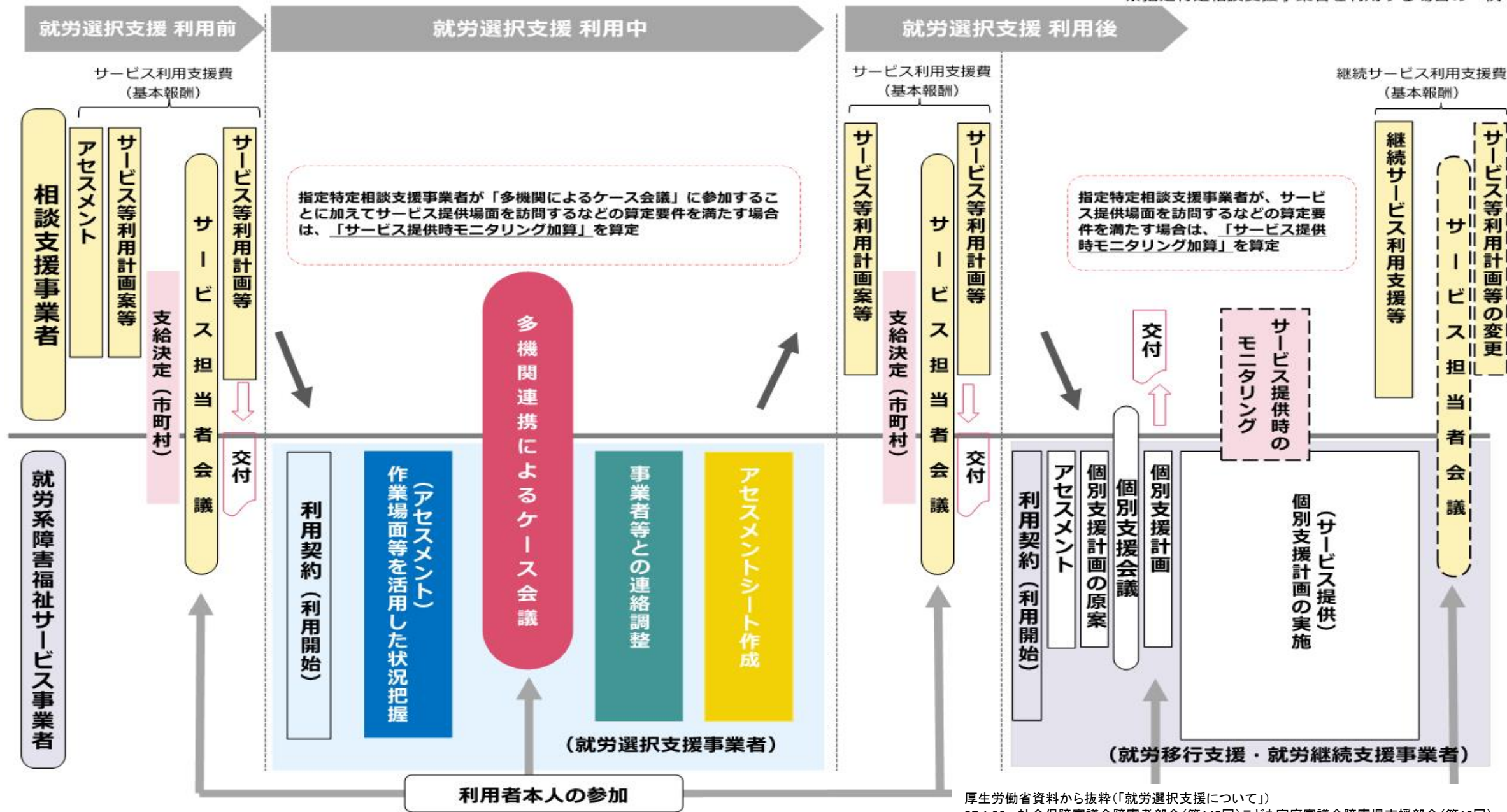
- ・ 近隣に就労選択支援事業所がない場合
- ・ 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合

指定特定相談支援事業者との連携について

- ・ 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町、特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求める。
- ・ 就労系サービス事業者は、利用者に対し、計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行う。
- ・ 相談支援専門員は、利用者が現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援の事業を行う者又は就労継続支援の事業を行う者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行う。
- ・ 相談支援専門員は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、就労選択支援における評価及び整理の結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行わなければならない。

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と就労選択支援事業者の関係

※指定特定相談支援事業者を利用する場合の一例



支給決定について

- 支給決定の有効期間は「1月間又は2月間のうち市町が定める期間」としている。
- 令和6年度報酬改定の概要においては、支給決定の期間について、以下のとおりとしている。
 - ・ 支給決定期間は1か月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。
 - ・ 市町が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。

特別支援学校等における取扱いについて

- 令和7年10月以降、新たに就労継続支援B型を利用する場合、就労継続支援B型の利用支援前に原則就労継続支援を利用する必要があるが、**特別支援学校等の卒業後に就労継続支援B型を利用する意向がある場合は、在学中に就労選択支援を受ける必要**がある。

特別支援学校在籍の生徒が就労選択支援を利用することについて、

-  特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施可能。
-  在学中に複数回実施可能。職場実習のタイミングでも可能。

(生徒による就労選択支援事業所への通所や就労選択支援事業所が職場実習等に出向くことを想定)

- 卒業後の進路選択を考える上で、アセスメントした情報を活用できるように、3年生以外の各学年でも利用が可能
- 必要に応じて、在学中に複数回利用することも可能
- 従来の職場実習・施設実習を、就労選択支援のアセスメント場面に活用することも可能

特別支援学校高等部における年間スケジュール (例)

※矢印 (⇔) 期間内のいずれでも実施可能とし、状況等に応じた柔軟な実施ができる



学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年	入学		保護者面談	職業ガイダンス						保護者面談		
2年				保護者面談					保護者面談			
3年				保護者面談					保護者面談			卒業

就労選択支援と他のサービスとの同一日利用について

就労選択支援についても、他の障害福祉サービスと同様に、就労選択支援以外のサービスを同一日に利用することが可能であり、以下のような事例が想定される。

【事例1】放課後等デイサービスの同日利用

満18歳未満の障害児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用。

【事例2】障害児入所施設との同日利用

障害児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用。

（参考）障害福祉サービスの日中活動サービス（※）については、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていること、就労移行支援体制加算が算定でき、就労に向けた支援が想定されていることから支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。（相互の合議による報酬の配分により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではない。）

（例）午前に就労継続支援B型を利用し、午後に就労選択支援を利用する

※日中活動サービス…生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）

研修4. 各種減算について

①定員超過利用減算（指定障害福祉サービス）

定員超過に該当する場合は、当該1日又は当該1月間について利用者全員につき減算となります。所定単位数の70%（30%減算）

対象サービス		障害福祉サービス事業所等	
		①生活介護, 自立訓練(機能訓練), 自立訓練(生活訓練), 就労移行支援, 就労継続支援A型, 就労継続支援B型	②療養介護, 短期入所, 宿泊型自立訓練, 施設入所支援
1日当たりの利用実績	利用定員 50人以下	利用者数>利用定員×150%	利用者数>利用定員×110%
	利用定員 51人以上	利用者数> (利用定員-50)×125%+75	利用者数> (利用定員-50)×105%+55
直近の過去3月間の利用実績	利用定員 11人以下	過去3月間の延べ利用者数> (利用定員+3)×過去3月間の開所日数	過去3月間の延べ利用者数> 利用定員×過去3月間の開所日数×105%
	利用定員 12人以上	過去3月間の延べ利用者数> 利用定員×過去3月間の開所日数×125%	

②定員超過利用減算（障害児通所支援等）

定員超過に該当する場合は、当該1日又は当該1月について障害児全員につき減算となります。
所定単位の70%（30%減算）

対象サービス		障害児通所支援事業所等	
		①児童発達支援, 医療型児童発達支援(指定医療機関を除く。), 放課後等デイサービス, 共生型障害児通所支援, 基準該当通所支援	②障害児入所支援(指定医療機関を除く。)
1日当たりの利用実績	利用定員 50人以下	1日の障害児数>利用定員×150%	1日の障害児数>入所定員×110%
	利用定員 51人以上	1日の障害児数> 利用定員+(利用定員-50)×25%+25	1日の障害児数> 入所定員+(入所定員-50)×5%+5
直近の過去3月間の利用実績	利用定員 11人以下	過去3月間の延べ障害児数> (利用定員+3)×過去3月間の開所日数	過去3月間の延べ障害児数> 入所定員×過去3月間の開所日数×105%
	利用定員 12人以上	過去3月間の延べ障害児数> 利用定員×過去3月間の開所日数×125%	

※毎月の報酬請求にあたり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所においては、定員超過利用減算の算定の要否を、参考資料に掲載している定員超過利用減算にかかる通知のなかの「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認してください。

〈参考資料①〉

各〔都道府県
市区町村〕障害児支援主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスでは、指定基準^(※)において、原則として、利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととしており、利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要があります。

今般、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が、会計検査院の検査により確認されました。その理由として、定員超過利用減算の制度の理解が十分ではないことなどが挙げられており、会計検査院より、定員超過利用減算の適用の要件等の周知徹底や、定員超過利用減算の確認様式等を示すこと等について指摘があったところで、（指摘事項の詳細は別紙1のとおり）。

つきましては、定員超過利用減算の要件及び確認様式を別紙2のとおり整理し、お示ししますので、内容について御了知いただくとともに、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、

- 別紙2について、ホームページへの掲載や、事業所の指定・更新申請の機会又は事業所への集団指導等の機会を捉え、管内の児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」という。）に対して継続的に周知すること
- 毎月の報酬の請求に当たり、定員を超過して利用者を受け入れている事業所において、定員超過利用減算の算定の要否を別添の「障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート」を用いて確認することについて周知すること

をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

（※）児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

＜本件担当＞

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

TEL：03-5353-1111（内線3037）

FAX：03-3591-8914

E-mail：shougaijishien@hiw.go.jp

〈参考資料②〉

障害児通所支援事業所における定員超過利用減算対象確認シート

令和 年度分

- 定員超過利用減算は過去3ヶ月分の利用状況により算出するため、定員超過が生じた場合、当該月の前後2ヶ月についても利用者数等を入力すること。
※ 例えば、4月に定員超過が生じたときは、2月、3月、5月、6月にも入力が必要。前年度の2月に定員超過が生じたときは、1月、3月、4月に入力が必要（欄が無い前年度12月以前は記入不要）。
※ 本シートを作成する「定員超過が生じた場合」は、1日でも利用定員を超過した日があるときも含み、また、災害等やむを得ない事由により定員超過となっている場合も含めるものとする。
- 本様式により定員超過利用減算の算定が不要と確認した月であっても、当該月のうち、1日に利用定員の150%を超えるなど一定の範囲を超えて障害児を受け入れた日がある場合には、当該日について定員超過利用減算の算定が必要となる点に留意すること。

事業所名	
提供サービス名	
提供単位(単位分けを行っている場合のみ記入)	

水色のセルに入力してください。
(色のないセルは自動入力です。)

★ 数字の入力方法や、⑧に表示される用語の意味については、「記載例・表示内容の説明」のシートもご確認ください。

		前年度			令和 0 年度											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①	延べ利用者数(人) (注1)															
②	過去3月間の延べ利用者数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	利用定員(人)															
④	開所日数(日)															
⑤	利用定員×開所日数 (③×④)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑥	受入可能延べ利用者数(人) (注2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦	過去3月間の受入可能延べ利用者の 合計数(人)				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧	定員超過利用減算の算定の要否 (②>⑦=減算必要)				error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error	error

(注1) 災害等やむを得ない事由により受け入れる障害児は、①の人数から除くことができる。ただし、「障害の特性や病状等のため欠席しがちで、定期的な利用を見込むことが難しい障害児」は、この取扱いの対象とはならない点に留意されたい(欠席しがちであっても、利用をする場合は障害児の数として計上する)。

(注2) 利用定員が12人以上の場合:「⑤×(125÷100)」、「11人以下の場合: (③+3) × ④」

③人員欠如減算

(ア) 対象サービス

療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援（児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く。）、放課後等デイサービス（主に重症心身障害児を通わせる場合を除く。）、基準該当通所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

(イ) 人員欠如減算の取扱い

サービス管理責任者、生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人、言語聴覚士、児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、障がい福祉サービス経験者の欠如や常勤、専従要件を満たしていない場合は、利用者（障害児）全員について減算されます。

障害福祉サービス事業所等

対象者	欠如の状況	減算期間	減算内容	備考
サービス管理 責任者	配置基準を満たしていない	人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。
		減算が適用される月から連続して3 月以上の月	基本報酬 50% (50%減算)	
生活支援員 看護職員 理学療法士 作業療法士 地域移行支援員 職業指導員 就労支援員 就労定着支援員 世話人 言語聴覚士	配置基準から1割を超えて欠如	人員欠如した月の翌月から人員欠如 が解消されるに至った月まで	基本報酬 70% (30%減算)	
		減算が適用される月から連続して3 月以上の月	基本報酬 50% (50%減算)	
生活支援員 看護職員 理学療法士 作業療法士 地域移行支援員 職業指導員 就労支援員 就労定着支援員 世話人 言語聴覚士	配置基準から1割を超えない欠如	人員欠如した月の翌々月から人員欠如 が解消されるに至った月まで	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。
		減算が適用される月から連続して3 月以上の月	基本報酬 50% (50%減算)	
常勤または専従などの員数以外の要件を満たしていない		人員欠如した月の翌々月から人員欠如 が解消されるに至った月まで	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。
		減算が適用される月から連続して3 月以上の月	基本報酬 50% (50%減算)	

※日中サービス支援型指定共同生活支援事業所は、例外あり

障害児通所支援事業所等

対象者	欠如の状況	減算期間	減算内容	備考
児童発達支援管理責任者	配置基準を満たしていない	人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。
		減算が適用される月から連続して5月以上の月	基本報酬 50% (50%減算)	
児童指導員 保育士 障がい福祉サービス経験者	配置基準から1割を超えて欠如	人員欠如した月の翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで	基本報酬 70% (30%減算)	
		減算が適用される月から連続して3月以上の月	基本報酬 50% (50%減算)	
児童指導員 保育士 障がい福祉サービス経験者	配置基準から1割を超えない欠如	人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。
		減算が適用される月から連続して3月以上の月	基本報酬 50% (50%減算)	
常勤または専従などの員数以外の要件を満たしていない		人員欠如した月の翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで	基本報酬 70% (30%減算)	翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く
		減算が適用される月から連続して3月以上の月	基本報酬 50% (50%減算)	

※居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援は児童発達支援管理責任者欠如減算のみ

④個別支援計画未作成減算

（ア）対象サービス

療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設（指定医療機関を除く）

（イ）個別支援計画未作成の取扱い

- ・個別支援計画が未作成又は個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで該当する利用者（又は障害児）について所定単位数の70％を算定します。
- ・減算が適用された月から3月以上連続して当該状態が解消されない場合は、減算が適用された3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月まで該当する利用者（又は障害児）について所定単位数の50％を算定します。

⑤その他減算事項について

番号	項目（減算）	対象サービス	内容	経過措置	減算適用開始
1	身体拘束 廃止未実施減算	相談系・自立 生活援助・就 労定着支援 を除く全サー ビス	次の基準を満たしていな場合減算 ① 身体拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その 際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由そ の他の事項の記録 ② 委員会の定期開催→結果について従業員へ周知徹底 ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備 ④ 身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施	－	R3.4.1～
2	虐待防止 措置未実施減算	全サービス	次の基準を満たしていない場合減算 ①委員会の定期開催→結果について従業員へ周知徹底 ②虐待防止研修の定期的な実施 ③担当者の設置	－	R6.4.1～
3	業務継続 計画未策定減算	全サービス	業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な 措置を講じていない事実が生じた場合減算	－	R6.4.1～
4	情報公表 未報告減算	全サービス	障害者総合支援法第76条の3または児童福祉法第33条 の18の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない 場合減算	－	R6.4.1～

番号	項目（減算）	対象サービス	内容	経過措置	減算適用開始
5	短時間利用減算	就労継続支援B型	就労継続支援B型サービス費（Ⅳ）、（Ⅴ）、（Ⅵ）については、算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合に基本報酬を減算。	—	R6.4.1～
6	支援体制構築未実施減算	就労定着支援	次の措置を講じていない場合に減算 ①要支援者の雇用先機企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任 ②要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存	—	R6.4.1～
7	支援プログラム未公表減算	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居住訪問型児童発達支援	児童発達支援等に義務づけられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合減算。※1	—	R7.4.1～
8	自己評価等未公表減算	保育所等訪問支援	保育所等訪問支援に義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合減算。	—	R7.4.1～
9	地域移行等意向確認体制未整備減算	施設入所支援	次の措置を講じていない場合に減算 ①地域移行等意向確認に関する指針の整備及び地域移行等意向確認担当者の選任 ②指針に基づく意向確認の実施及び確認した内容をサービス管理責任者・個別支援計画作成に係る会議に報告	R6.4.1～ R8.3.31	R8.4.1～

※1 支援プログラム及び自己評価結果等については、児童発達支援等ガイドラインを参照してください。

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/#h2_free2